

身体障害児者施設・機関のサービスとその課題

Current status of welfare facilities and institutions for children and adults with disabilities

障害児者のための施設や専門機関は、日常臨床においてかかわる機会が多いものの、根拠となる法律、正式な事業名、職員体制、そしてサービス内容（特にリハビリテーションに関するもの）などを正確には知らない読者も多いと思います。

そこで本特集では、特に身体障害児・者を中心とした関連施設・機関で働く先生方に、前記の事項、現状と課題、今後の方向性などをお書きいただきました。読者の皆さんにこれら施設のことを広く知っていただき、障害児者の適切な施設利用につながることを期待したいと思います。

身体障害者更生相談所 803

西嶋 一智氏

都道府県および政令指定都市に設置されている福祉行政機関であり、種々の判定や地域リハビリテーションの推進といった役割がある。具体的な業務としては、①補装具費支給の判定、②自立支援医療の判定、③専門的相談指導、④地域リハビリテーション推進、⑤身体障害者手帳交付・等級認定（自治体により）などがある。各業務について詳細に解説していただいた。更生相談所の立場を理解して、日々の臨床業務を行うと、患者・利用者の利便につながることも多いと感じる。リハビリテーション専門職が働く場所としても更生相談所は選択肢のひとつとなると考えるのがいかがであろうか。

障害者支援施設（自立訓練） 813

菊地 尚久氏

障害者総合支援法における自立訓練について解説していただいた。筆者が勤務されている千葉県千葉リハビリテーションセンターの自立訓練施設における評価や訓練内容、また手続きの流れまで、計画書などを示しながら記述されている。リハビリテーション医療が終了した後に、地域生活、社会生活へのステップアップのために有効な施設であるが、医療職にあまり認知されていないことが課題である。就労の可能性もありながら介護保険サービスの利用にとどまっているケースはかなりの数存在するだろうと述べられていて、施設が有効利用されることが望まれる。

障がい者支援施設（生活介護） 821

武久 晋介氏

主に身体障害のある方が利用される、夜間は施設入所、日中は生活介護などを行っている著者の施設について、その成り立ちから現在のサービス内容までを執筆いただいた。旧法では身体障害者療護施設と呼ばれていた。当時はある施設に入所したら、その施設での支援を受ける以外の選択肢はなかった印象であったが、現在は利用者を選んでもらえるメニューを提供し、魅力ある施設にしようと努められている点がとても伝わってくる。一方、利用者ならびに職員の高齢化による課題も生じており、福祉用具や ICT の活用などで対応されている。

重症心身障害児（者）施設 831

笛木 昇氏

重症心身障害児施設の始まりと変遷がコンパクトにまとめられている。18 歳を境にして根拠法が変わるが、重症心身障害児者では児者一貫した一体的な事業運営が必要であるため、特例的な取り扱いがされており、このあたりの解説もわかりやすい。現在、重症心身障害児施設には入所支援と在宅支援の大きく 2 つの役割がある。短期入所は在宅支援の重要なサービスのひとつであるが、需要になかなか対応できていない現状があるという。その理由はさまざまであり、少なくとも 1 つの施設で解決できる問題ではない。その他重症心身障害児施設の課題などの記述も興味深い。

障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援） 841

越智 友子氏

現在は全国どの地域においてもそれぞれの療育システムが運用されているが、歴史のある横浜市における療育システムの成り立ちから現状まで解説していただいた。障害のある子どもを医療機関からいわゆる療育センターに紹介したり、医療情報を求められたりすることは日常にあるだろう。しかし、実際の職員体制や支援内容がどのようになっているのかはほとんど知られていないのではないだろうか。子どもや保護者への支援にとどまらず、並行利用している保育園や幼稚園への助言なども行われている。また、知的に遅れのない発達障害児の療育など新たな課題も生じている。